



宮 崎 県 公 報

平成30年11月1日(木曜日) 第 3043 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

規 則

○知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則…………… (水産政策課) 1

告 示

○県税の期限の延長の期日の指定…………… (税務課) 2

○指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 2

○有害図書類の指定…………… (こども家庭課) 2

○有害興行の指定…………… (こども家庭課) 3
○保安林の指定施業要件の変更 (3件) …… (自然環境課) 3
○道路の供用の開始…………… (道路保全課) 4

公 告

○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 4

病院局公告

○落札者等の公告…………… 5

選挙管理委員会規程

○最高裁判所裁判官氏名等掲示規程の一部を改正する規程…………… 5

規 則

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則をここに公布する。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第65号

知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第10条第2項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する都道府県計画(以下「県計画」という。)に定める知事管理量に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 小型魚 30キログラム未満のくろまぐろをいう。
- (2) 大型魚 30キログラム以上のくろまぐろをいう。
- (3) 管理期間 第1号に規定する小型魚又は前号に規定する大型魚に係る知事管理量による管理の対象となる期間として法第3条第1項に規定する基本計画で定める期間をいう。
- (4) 定置漁業 くろまぐろをとることを目的とする大型定置漁業(漁業法(昭和24年法律第267号)第6条第3項に規定する定置漁業をいう。)及び小型定置漁業(同法第6条第5項第2号に規定する第2種共同漁業又は宮崎県漁業調整規則(昭和39年宮崎県規則第23号)第7条の規定による知事の許可を受けて営む漁業で、内水面以外の水面において網漁具を定置して営むものをいう。)をいう。
- (5) 漁船漁業等 くろまぐろをとることを目的とする漁業で、前号に掲げる漁業以外のものをいう。

(告示)

第3条 知事は、管理期間ごとに、次に掲げる場合に該当するときは、直ちにその旨を告示するものとする。

- (1) 小型魚又は大型魚の採捕の数量(定置漁業による採捕の数量を除く。)が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る漁船漁業等の採捕の割当量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (2) 小型魚又は大型魚の採捕の数量(定置漁業による採捕の数量に限る。)が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る定置漁業の採捕の割当量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (3) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画に定める小型魚又は大型魚に係る期間別の採捕の割当量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。
- (4) 小型魚又は大型魚の採捕の数量が、県計画に定める小型魚又は大型魚の知事管理量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいと認めるとき。

(採捕の停止)

第4条 知事が前条の規定により同条第1号に該当する旨の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、県計画の対象となる漁船漁業等を営む者及び遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない

- 。 2 知事が前条の規定により同条第2号に該当する旨の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、県計画の対象となる定置漁業を営む者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
- 3 知事が前条の規定により同条第3号に該当する旨の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する期間の末日まで又は同条第3号の告示の際に知事が別に定める日までの間、県計画の対象となる定置漁業及び漁船漁業等を営む者並びに遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。
- 4 知事が前条の規定により同条第4号に該当する旨の告示をしたときは、当該告示の日の翌日から同日の属する管理期間の末日までの間、県計画の対象となる定置漁業及び漁船漁業等を営む者並びに遊漁者は、当該告示に係るくろまぐろをとることを目的とする採捕をしてはならない。

附 則

この規則は、平成30年11月21日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 840号

平成30年宮崎県告示第 643号において別に告示で定めることとされている期日のうち、次に指定する地域に住所若しくは居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する納税義務者又は特別徴収義務者に係るもので、その期限が平成30年7月5日から平成30年11月26日までの間に到来するものについては、平成30年11月27日とする。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定地域	
都道府県名	市町村名
岡山県	岡山市北区、岡山市東区、笠岡市、井原市、総社

	市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

宮崎県告示第 841号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4510800206	かのだ壹番館	西都市大字鹿野田8624番地1	社会福祉法人 光陽会	西都市大字右松3292番地33	平成30年11月1日	短期入所

宮崎県告示第 842号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎県条例第27号）第13条第1項の規定により、青少年に有害な図書類として次のものを指定した。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題 名	発行所名	指定年月日
30年-14	書籍	mini SUGAR 11月号 (2018年9月15日発売)	株式会社秋水社	平成30年10月23日
30年-15	書籍	BOY' Sピアス禁断11月号 (平成30年11月1日発行)	ジュネット(株)	
30年-16	書籍	恋愛白書パステル11月号 (平成30年9月22日発行・発売)	宙おぞら出版	

30年-17	書籍	無敵恋愛S * g i r l 2018 11月号 (平成30年9月29日発売)	ぶんか社
30年-18	書籍	恋愛天国パラダイス11月号 (2018年9月19日発行・発売)	株式会社竹書房
30年-19	書籍	実話BUNKA超タブー vol. 38 (平成30年11月1日発行)	(株) コアマガジン
30年-20	書籍	実話ナックルズGOLD vol. 4 (2018年10月25日)	ミリオン出版(株)
30年-21	書籍	封印熟女大流出! ? お宝大発掘Premium! (2018年9月18日)	マイウェイ出版株式会社
30年-22	書籍	激ヤバお宝映像女子アナハプニング大流出SP (2018年5月28日)	マイウェイ出版株式会社
30年-23	書籍	実話BUNKAタブー 11月号2018 (平成30年11月1日発行)	(株) コアマガジン
30年-24	書籍	実話ナックルズ月刊11月号 (2018年11月号(毎月30日発売) 9月29日発売)	ミリオン出版(株)
30年-25	書籍	臨増ナックルズDX vol. 13 (2018年10月25日)	ミリオン出版(株)
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。		

宮崎県告示第 843号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題 名	製作・配給会社名	指定年月日
30年-36	映画	冷たい女 闇に響くよがり声	池島組 <オーピー映画>	平成30年10月24日
30年-37	映画	凌辱の人妻 ねらわれた股間	橋口組 <新東宝映画>	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

宮崎県告示第 844号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字大谷山5300-2
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 845号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字水志15-2、15-4
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 846号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字高八重4710-1、4710-4

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 847号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年11月1日から同年同月15日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字碓5142番1地先から同郡同村同大字字堂ノ元4908番1地先まで	平成30年11月1日

公 告

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成30年11月1日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第7651号	河野塗装	河野 喜一	宮崎県日向市美々津町2979	一般	塗装工事業	平成30年9月18日付けで廃業した旨の届け	平成30年9月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第8141号	(有)黒智建設工業	黒木 智一	宮崎県児湯郡都農町大字川北6619	一般	土木工事業、左官工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業、解体工事業	平成30年9月5日付けで廃業した旨の届け	平成30年9月5日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-26)第13269号	野崎工業	野崎 忍	宮崎県都城市安久町4370-2	一般	防水工事業	平成30年9月12日付けで廃業した旨の届け	平成30年9月12日(全廃業)
宮崎県知事許可(特-29)第737号	(株)久光園	村岡 博	宮崎県宮崎市佐土原町下田島208-1	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業	平成30年9月28日付けで廃業した旨の届け	平成30年9月28日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第1522号	興拓建設(株)	大坪 俊一郎	宮崎県都城市吉尾町2163-1	一般	建築工事業、大工工事業	平成30年9月26日付けで廃業した旨の届け	平成30年9月26日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第7360号	(有)ハセバ塗装店	長谷場 博一	宮崎県都城市志比田町9143-4	一般	建築工事業、鉄筋工事業	平成30年9月12日付けで廃業した旨の届け	平成30年9月12日(一部廃業)

宮 崎 県 知 事 許 可 (般-25)第 10969号	(有)南日本設備 サービス	甲斐 稔	宮 崎 県 延 岡 市 小 野 町 41 38-6	一般	さく井工事業	平成30年9月 21日付けで廃 業した旨の届 け	平成30年9月21日 (一部廃業)
---------------------------------	------------------	------	---------------------------------	----	--------	-----------------------------------	----------------------

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成30年11月1日

県立宮崎病院長 菊 池 郁 夫

1 落札に係る調達件名

県立宮崎病院本館等清掃業務

2 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町5番30号

3 落札者を決定した日

平成30年9月18日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社中央ビルファッション 宮崎市錦町5番42号

5 落札金額

147,744,000円

6 一般競争入札の公告を行った日

平成30年7月26日

選挙管理委員会規程

最高裁判所裁判官氏名等揭示規程の一部を改正する規程をここに公表する。

平成30年11月1日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎県選挙管理委員会規程第3号

最高裁判所裁判官氏名等揭示規程の一部を改正する規程

最高裁判所裁判官氏名等揭示規程（昭和35年宮崎県選挙管理委員会告示第55号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第3条 法第14条の2第3項の規定による揭示は、 <u>別記様式第1号</u> により、同条第4項の規定による揭示は、 <u>別記様式第2号</u> により、行わなければならない。	第3条 法第14条の2第3項の規定による揭示は、 <u>別記第1号様式</u> により、同条第4項の規定による揭示は、 <u>別記第2号様式</u> により、行わなければならない。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

--	--